

「歯科保険診療の研究2016年版」正誤表

2016年7月5日現在

頁・項目	誤	正																						
P8 歯科診療報酬点数表の副子等の印象採得料, 咬合採得料	訪問診療料のみを算定する場合の加算点数の追加	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">咬合採得料</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">床副子 (1装置につき)</td> <td>1～8 歯</td> <td>55 (94) [94]</td> </tr> <tr> <td>9～14 歯</td> <td>185 (315) [315]</td> </tr> <tr> <td>総 義 歯</td> <td>280 (476) [476]</td> </tr> <tr> <td>ナイトガード (1装置につき) 上下顎に装着する場合</td> <td colspan="2">185 (315) [315]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>印象採得料</td> <td>咬合採得料</td> </tr> <tr> <td>睡眠時無呼吸症候群の咬合床 (1装置につき)</td> <td>228 (388) [388]</td> <td>280 (476) [476]</td> </tr> <tr> <td>舌接触補助床 (1装置につき)</td> <td>228 (388) [388]</td> <td>185 (315) [315]</td> </tr> </table>		咬合採得料		床副子 (1装置につき)	1～8 歯	55 (94) [94]	9～14 歯	185 (315) [315]	総 義 歯	280 (476) [476]	ナイトガード (1装置につき) 上下顎に装着する場合	185 (315) [315]			印象採得料	咬合採得料	睡眠時無呼吸症候群の咬合床 (1装置につき)	228 (388) [388]	280 (476) [476]	舌接触補助床 (1装置につき)	228 (388) [388]	185 (315) [315]
	咬合採得料																							
床副子 (1装置につき)	1～8 歯	55 (94) [94]																						
	9～14 歯	185 (315) [315]																						
	総 義 歯	280 (476) [476]																						
ナイトガード (1装置につき) 上下顎に装着する場合	185 (315) [315]																							
	印象採得料	咬合採得料																						
睡眠時無呼吸症候群の咬合床 (1装置につき)	228 (388) [388]	280 (476) [476]																						
舌接触補助床 (1装置につき)	228 (388) [388]	185 (315) [315]																						
P8 歯科診療報酬点数表の副子等の床副子修理	注) 咬合挙上副子, 睡眠時無呼吸症候群の咬合床, 術後即時顎補綴装置に限る.	注) 咬合挙上副子, 睡眠時無呼吸症候群の咬合床, 舌接触補助床, 術後即時顎補綴装置に限る.																						
P12 歯科診療報酬点数表の有床義歯の印象採得料, 咬合採得料	訪問診療料のみを算定する場合の加算点数の追加	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">印象採得料 (1装置につき)</td> </tr> <tr> <td>連合印象</td> <td>228 (388) [388]</td> </tr> <tr> <td>特殊印象 (咬合圧印象・機能印象)</td> <td>270 (459) [459]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">咬合採得料 (1装置につき)</td> </tr> <tr> <td>少数歯欠損 (1～8 歯)</td> <td>55 (94) [94]</td> </tr> <tr> <td>多数歯欠損 (9～14 歯)</td> <td>185 (315) [315]</td> </tr> <tr> <td>総義歯</td> <td>280 (476) [476]</td> </tr> </table>	印象採得料 (1装置につき)		連合印象	228 (388) [388]	特殊印象 (咬合圧印象・機能印象)	270 (459) [459]	咬合採得料 (1装置につき)		少数歯欠損 (1～8 歯)	55 (94) [94]	多数歯欠損 (9～14 歯)	185 (315) [315]	総義歯	280 (476) [476]								
印象採得料 (1装置につき)																								
連合印象	228 (388) [388]																							
特殊印象 (咬合圧印象・機能印象)	270 (459) [459]																							
咬合採得料 (1装置につき)																								
少数歯欠損 (1～8 歯)	55 (94) [94]																							
多数歯欠損 (9～14 歯)	185 (315) [315]																							
総義歯	280 (476) [476]																							
P25 フッ化物歯面塗布処置 (F局)の脚注	☑レセプト … 2回目以降は「F局前回〇月」と記載する.	☑レセプト … 2回目以降は「F局 2回目以降 前回〇月」と記載する.																						
P26 歯科衛生実地指導料 (実地指)の歯科衛生実地指導料に係る提供文書, カルテ記載事項の患者への提供文書 1項目目	・指導等の内容 (歯および歯肉など口腔状況の説明 …, 家庭において特に注意すべき療養指導)	・指導等の内容 (歯および歯肉など口腔状況の説明 …, 患者の状態に応じて必要な事項)																						
P29 歯科治療総合医療管理料 (Ⅱ)の1の3行目	疾患がある患者に対して, …	障害がある患者に対して, …																						
P43 レセプト摘要欄	☑ <del>舌</del> 無痛	F局 1回目																						
P48 歯科訪問診療料 (訪問診療)の6のカルテ, レセプト摘要欄記載事項のレセプト 5項目目	<del>… 診療時間20分未満で訪問診療1を算定した場合, その理由 (具体的に) …</del>	削る ※摘要欄でなく全体のその他欄に記載する																						
P56 フッ化物歯面塗布処置 (F局)の脚注	☑レセプト 2回目以降の算定は, 摘要欄に「F局前回〇月」などと記載する. …	☑レセプト 2回目以降の算定は, 摘要欄に「F局 2回目以降 前回〇月」などと記載する. …																						
P59 介護保険の請求	…の場合は「介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費明細書」を作成し, …	…の場合は「介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書」を作成し, …																						
P61 介護給付費請求書 (記載例)	保険請求額合計 14,484	保険請求額合計 12,872																						
P93 フッ化物歯面塗布処置 (F局)の脚注	☑レセプト … 2回目以降は「F局前回〇月」と記載する.	☑レセプト … 2回目以降は「F局 2回目以降 前回〇月」と記載する.																						
P97 床副子の早見表 レジンシーネの咬合採得	9～14歯 85	9～14歯 185																						
P99 歯科口腔リハビリテーション料 1 (2)の脚注	☑注意 自院で舌接触補助床を製作し, 装着している患者を対象とする.	削る																						
P136 機械的歯面清掃処置 (歯清)の脚注	☑レセプト … 2回目以降は「歯清前回〇月」と前回実施月を記載する.	☑レセプト … 2回目以降は「歯清 2回目以降 前回〇月」と記載する.																						
P141 手術時歯根面レーザー応用加算 (手術歯根)の施設基準	項目の追加	GTRについて手術歯根を行う場合は, GTRの届出を行った保険医療機関であること																						
P157 レセプト摘要欄	歯清 前回 4月	歯清 2回目以降 前回 4月																						

P168 CAD/CAM冠（歯CAD）の1のCAD/CAM冠の施設基準の2,3項目	<p>保険医療機関内に歯科技工士が配置されていること。なお、歯科技工士を配置していない場合は、歯科技工所との連携が図られていること。</p> <p>保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていること。なお、保険医療機関内に設置されていない場合は、その装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。</p>	<p>保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること。</p> <p>保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていない場合は、その装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。</p>
P221 カルテ4/12の2行目	補診 <del>(90)</del> 90	補診 <u>(90×2)</u> 180
P221 カルテ合計点数	合計 <del>=9,610</del>	合計 <u>9,700</u>
P222 レセプト「歯冠修復及び欠損補綴」欄の補診	90×キ	90× <u>2</u>
P222 レセプト「歯冠修復及び欠損補綴」欄の補診行の小計	<del>2,330</del>	<u>2,420</u>
P222 レセプト合計点数	<del>9,610</del>	<u>9,700</u>
P264 索引の微生物学的検査	微生物学的検査（排泄物，滲出物，分泌物の細菌顕微鏡検査） <del>70</del>	微生物学的検査（排泄物，滲出物，分泌物の細菌顕微鏡検査） <u>81</u>